

## 使用水量のお知らせの見方



### 使用水量のお知らせ

- ①お客様番号  
00-0-123456
- ②使用者氏名・使用場所
- ③一元化区分  
一元化市域または分離市域と表示されます。
- ④上下水道区分  
上水のみ、上下水、下水のみのいずれかが表示されます。
- ⑤下水計算区分  
下水道使用料を算出する方法が表示されます。

- ⑥検針日・使用年月・使用期間
- ⑦水道の検針値が表示されます。
- ⑧水道使用水量を算出根拠としない汚水排出量が表示されます。
- ⑨水道使用水量・水道料金
- ⑩汚水排出量・下水道使用料
- ⑪請求予定金額 ※使用水量のお知らせでは水道料金等のお支払いはできません(8ページ参照)
- ⑫今回分口座振替予定日
- ⑬検針を行っている受託会社名及び検針員名

### 水道料金等口座振替済みのお知らせ

- ⑭前のご請求分の水道料金等口座振替済みのお知らせ  
口座振替のお客様に限り前回分水道料金が口座より引き落とされた場合に表示されます。
- ⑮県水お客様センターの電話番号  
※水道に関するお問い合わせの際は、お客様番号をお知らせください。

## 水道料金の計算方法

- 水道料金=基本料金+従量料金  
(税込み料金、10円未満の端数は切り捨てます。)
- 基本料金…使用水量の有無にかかわらずメーターの大きさ(口径)によりいただく料金です。
- 従量料金…使用水量に応じていただく料金です。

**料金の計算方法**(2か月ごとに検針に何う一般家庭の場合)  
例えば、メーターの口径が20mmで2か月分の使用水量が49m<sup>3</sup>使用した家庭の場合(1か月24m<sup>3</sup>と1か月25m<sup>3</sup>に分けて計算します。)

(1か月24m <sup>3</sup> )	
基本料金(口径20mm)	961.20円
従量料金	
1~10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> × 61.56円= 615.60円
11~20m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> × 162.00円= 1,620.00円
21~24m <sup>3</sup>	4m <sup>3</sup> × 263.52円= 1,054.08円
計	4,250.88円 ≒ 4,250円
(1か月25m <sup>3</sup> )	
基本料金(口径20mm)	961.20円
従量料金	
1~10m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> × 61.56円= 615.60円
11~20m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup> × 162.00円= 1,620.00円
21~25m <sup>3</sup>	5m <sup>3</sup> × 263.52円= 1,317.60円
計	4,514.40円 ≒ 4,510円
水道料金	4,250円+4,510円= 8,760円
	※転入、転出時の基本料金は、0.5か月単位で計算します。

従量料金の早見表は8ページをご覧ください。

## 料金表

基本料金 (1か月につき) (税込み)

口径	料金
13 mm	410.40 円
20	961.20
25	1,717.20
40	6,858.00
50	15,552.00
75	35,748.00
100	69,012.00
150	191,808.00
200	388,800.00
250	692,280.00
300	1,109,160.00

従量料金 (1か月につき) (税込み)

使用水量 (一般用)	料金 (1m <sup>3</sup> につき)
1~10 m <sup>3</sup>	61.56 円
11~20	162.00
21~40	263.52
41~100	352.08
101~500	436.32
501 以上	476.28

### 共同住宅に対する料金の特殊取扱い

アパート・マンションなどの共同住宅で、企業局の水道メーター1個によって2戸以上の世帯が給水を受けている場合で、一定の要件を満たされているときは、お申し出により各戸が均等に使用されたものとみなして低廉化の料金計算をいたします。

お申し込み方法など詳しくは、県水お客様センター(2ページ参照)へお問い合わせください。